**犯罪により被害に遭われた方へ**

和歌山市犯罪被害者等支援条例の制定にともない、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等の相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うため、犯罪被害者等支援に関わる相談窓口を設置しました。

＊犯罪被害者等：犯罪等により被害を受けた者及びその家族または遺族をいいます。

まずはお電話ください

和歌山市犯罪被害者等支援相談窓口

電話 ： ０７３－４３５－１０５８

（和歌山市七番丁２３番地　和歌山市役所本庁舎２階）

和歌山市人権同和施策課

【相談時間】 午前9時～午後5時（土・日曜日、祝日及び12/29～1/3を除く）

相談無料、相談者の秘密は厳守します。

**「和歌山市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。(令和2年4月1日制定)**

**この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市並びに市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援のための基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等の被害の回復及び軽減を図り、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。**

**主な支援内容**

**・犯罪被害者等支援相談窓口の設置**

**・犯罪被害者等見舞金の支給**

**・居住の安定**



公益社団法人紀の国被害者支援センター

☎ＴＥＬ：０７３－４２７－１０００

【相談日】

月～金１０：００～１６：００

土１３：００～１６：００

民間支援団体の相談窓口

[ここに出典を記載します。]

警察の相談窓口

[ここに出典を記載します。]

和歌山県警察本部広報県民課

【警察安全相談】

☎ＴＥＬ：０７３－４３２－０１１０

＃９１１０（プッシュ回線・携帯電話等）

【性犯罪被害相談】

＃８１０３（プッシュ回線・携帯電話）

※緊急を要する場合は110番（24時間対応）